⑵　失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である青森県知事が、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づき、平成17年３月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び同評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成27年１月等に、同法等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、同評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物であるオジロワシ等、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるチュウヒ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＡ類として掲載されているオオヨシゴイ、絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているヒメシロチョウ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコジュリン等、準絶滅危惧として掲載されているトノサマガエル等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサナギイチゴ及びキンラン、準絶滅危惧として掲載されているヤマシャクヤク等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについての、本件事業が及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は極めて小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が６箇所存在するが、このうち１箇所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る５箇所についても青森県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づき、一般国道のバイパスを２車線の自動車専用道路として建設する事業であり、その事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成17年３月18日に都市計画決定された都市計画と、車線数、のり面等を除き基本的内容について整合しているものであり、４車線の事業として都市計画決定された区域の範囲を基本に、線形、構造形式、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行箇所が決定されていることから、適切なものと認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、上北郡七戸町長等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　青森県上北郡七戸町役場

国会事項

衆　議　院

議案提出

三月二十三日委員長から提出した議案は次のとおりである。

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案（法務委員長提出）

議案送付

三月二十三日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案

地域再生法の一部を改正する法律案

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

質問書提出

三月二十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

原子力規制委員会によるモニタリングポスト撤去に関する質問主意書（初鹿明博提出）

国家公務員法第十七条でいう人事行政に関する事項の調査に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

答弁書受領

三月二十三日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員城井崇提出セルフメディケーションの推進のための医療費控除の特例に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇提出地域おこし協力隊の政策効果に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇提出米国との有償軍事援助（ＦＭＳ）における日本からの前払い金の余剰金未精算分に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二提出事務次官級の国会答弁に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出米朝首脳会談とイージス・アショア導入との関係に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二提出日朝首脳会談に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二提出国税庁長官への懲戒処分に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中谷一馬提出森友学園への国有地売却に係る財務省決裁文書改ざん・書き換え対象者に関する質問に対する答弁書

衆議院議員末松義規提出国有畦畔の取扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二提出財務省の「決裁文書についての調査の結果」における刑事訴訟法第二百三十九条第二項の責務に関する質問に対する答弁書

衆議院議員奥野総一郎提出米朝首脳会談とわが国の外交政策に関する質問に対する答弁書